

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物

(平成一〇・一一・六)
環・厚・通告一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)を実施するため、特定廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物(平成五年厚生省告示第二号)の全部を次定する物(平成五年厚生省告示第二号)の全部を次通商産業省

のように改正する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)附属書Iに掲げる物であって、条約附属書IIに掲げる有害な特性のいずれかを有するものは、別表第一に掲げる物のいずれにも該当しない物であつて、次いづれかに該当するものとする。

一 別表第一に掲げる物
二 別表第三に掲げる物

別表第一

一 金属(金属化合物を含む。第十一号イ及び別表第一の一の項の第六号を除き、以下同じ。)又は金属を含む物であつて、次に掲げるるもの
一 次に掲げる金属のくず(金属状であつて飛散性を有しないものに限る。)
イ 貴金属(金、銀又はプラチナ族(いづれかの合金であるものを含む。)に限り、水銀(合金であるも

B一〇一〇

のを含む。)を除く。)のくず
ロ 鉄(合金であるものを含む。)のくず
ハ 銅(合金であるものを含む。)のくず
ホ アルミニウム(合金であるものを含む。)のくず
ニ ニッケル(合金であるものを含む。)のくず
ヘ 亜鉛(合金であるものを含む。)のくず
ト タンタル(合金であるものを含む。)のくず
リ モリブデン(合金であるものを含む。)のくず
チ タングステン(合金であるものを含む。)のくず
ヌ セレン(合金であるものを含む。)のくず
カ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくず
ベ カドミウム(合金であるものを含む。)のくず
ホ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくず
二 鉄(合金であるものを含む。)のくず
ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくず
ホ セレン(合金であるものを含む。)のくず
ヘ テルル(合金であるものを含む。)のくズ
ヌ 耐火性金属(残滓であるものを含む。)のくズ
カ チタン(合金であるものを含む。)のくズ
ル マグネシウム(合金であるものを含む。)のくズ
ヲ コバルト(合金であるものを含む。)のくズ
ワ ビスマス(合金であるものを含む。)のくズ
チ チタン(合金であるものを含む。)のくズ
ヌ マンガン(合金であるものを含む。)のくズ
ヨ ジルコニア(合金であるものを含む。)のくズ
タ バナジウム(合金であるものを含む。)のくズ
レ ゲルマニウム(合金であるものを含む。)のくズ
ソ バナジウム(合金であるものを含む。)のくズ
ツ ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム(いずれかの合金であるものを含む。)のくず
ナ ヒ素類金属(合金であるものを含む。)のくズ

二 次に掲げる金属のくずであつて清浄なもの(薄板、板、角材、棒その他塊状のものであつて、別表第三に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)
イ アンチモン(合金であるものを含む。)のくず
ロ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくズ
ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくズ
ホ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくズ
二 鉄(合金であるものを含む。)のくズ
ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくズ
ホ セレン(合金であるものを含む。)のくズ
ヘ テルル(合金であるものを含む。)のくズ
ヌ 耐火性金属(残滓であるものを含む。)のくズ
三 耐火性金属(残滓であるものを含む。)のくズ
四 発電に用いられる部品のくず(別表第三第四十一号ハに掲げる物(ボリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は又ボリ塩化デルフェニル(以下「PCT」という。)に係るものに限る。)に該当せず、かつ、潤滑油(別表第三第八号又は第十七号から第四十一号までに掲げる物のいづれに該当するものに限る。)を含まないものに限る。)
五 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)
六 金属セレン又は金属テルルのくず
七 銅又は銅合金であつて飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)
八 亜鉛を含む灰又は残滓(亜鉛合金の残滓を含む。)であつて飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)

B一〇一〇
B一〇四〇
B一〇三〇
B一〇四〇
B一〇五〇
B一〇六〇
B一〇七〇
B一〇八〇

九 電池(不良品であるものを除く。)
 のくず(別表第三第一十四号、第二十七号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)

十 金属の溶解、製鍊又は精製に伴い生ずる金属を含む物であつて次に掲げるるもの

(1) ハードジンクス・ペルターロ 亜鉛を含むドロスであつて次に掲げるもの

(2) 厚板の亜鉛めつきに伴いめつき槽の上部に生ずるドロス(亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。)

(3) 厚板の亜鉛めつきに伴いめつき槽の下部に生ずるドロス(亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)

(4) 亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス(亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。)

(5) 厚板の溶融亜鉛めつきに伴い生ずるドロス(バッヂ操作に伴い生ずるものであつて、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)

二 亜鉛のスキミング
 アルミニウムのスキミング(ソルトスラグを除く。)

ハ 鋼の精鍊に伴い生ずるスラグであつて更に精鍊するためのもの(別表第三第二十一号、第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)

ホ 鋼の製鍊に用いられる耐火性のライニング(るっぽを含む。)

B
—
○九○

十一 電気部品又は電子部品であつて
ト タンタル又はその化合物を含む
重量パーセント未満のものに限
る。)

次に掲げるもの

(1) 金属のみから成る電子部品
池その他の電池、水銀スイッチ、
ブラン管その他これに類する
ガラス又はコンデンサ(PCB
を含むものに限る。)を構成部品
として含まない物

(2) 別表第三第十七号から第四十
一号までに掲げる物のいずれに
も該当しない物

ハ プリント配線板、電子機器の構
成部品、電線その他の電気部品又
は電子部品のくずであつて、直接
再使用すること(修理又は改良を
行うことにより再使用することを
含み、大規模な再組立てを行うこ
とにより再使用すること)を除く。
が予定されたもの

十二 使 用済みの触媒であつて次に掲
げるもの(液状のものを除く。)
イ 遷移金属の触媒であつて次のい
ずれかを含むもの(別表第二の一
の項の第十四号に掲げる物を除
く。)
スカンドジウム
チタン
バナジウム
クロム
マンガン

B
—
—
—
Q

口	(18) 鉄 イットリウム ジルコニア ニオブ モリブデン ハフニウム タンタル タングステン
レニウム	(17) 希土類金属の触媒であつて次の いすれかを含むもの
セリウム	(16) ブラセオジム ネオジム サマリウム ユーロピウム ガドリニウム テルビウム ホルミウム ジスプロシウム エルビウム
ツリウム	(15) ルテチウム イツテルビウム
十三	貴金属を含む使用済みの触媒で あつて清浄なもの
十四	貴金属を含む固形状の残滓(別 表第三第三十一号に掲げる物に該当 しないものに限る。)
十五	飛散性を有し、かつ、液状でな い貴金属(金、銀又はプラチナ族(い ずれかの合金であるものを含む。)に 限り、水銀(合金であるものを含む。) を除く。)であつて、適切に(こん包さ れ、かつ、内容物を表示したもの
十六	プリント配線板の焼却に伴い生 ずる貴金属を含む灰(別表第三第十一 号から第四十一号までに掲げる物

B
—
一
六
○

三				
(6) ブタジエンの重合体のくず のくず (5) アクリロニトリルの重合体のくず のくず	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの	イ 重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る)のくず (1) エチレンの重合体のくず (2) スチレンの重合体のくず (3) ポリブロビレンのくず (4) ポリエチレンテレフタラート	十 アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓(ガスの淨化凝集及びろ過の過程において使用されたものを除く。) 十一 赤泥(ボーキサイトの残滓であつて、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。) 十二 水素イオン濃度指数が二・〇を超えて十一・五未満の液体(別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の八の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)	B二一〇九〇 B二一〇〇 B二一〇〇 B二一〇〇
	一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれの混合物であつて、再生利用するために調製されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	又はこれの混合物であつて、再生利用するために調製されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	B二一〇〇 B二一〇〇 B二一〇〇 B二一〇〇	B二一〇〇 B二一〇〇 B二一〇〇 B二一〇〇
	B三〇一〇			

(9) (8) (7)	ポリアセタールのくず
(10)	ポリブチレンテレフタラートのくず
(11)	ポリカーボネートのくず
(12)	ポリエーテルのくず
(13)	ポリ硫化フェニレンのくず
(14)	アクリルの重合体のくず
(15)	アルカン(炭素数が十から十三までのものであつて可塑剤であるものに限る。)の重合体のくず
(16)	ポリシロキサン(別名シリコーン)のくず
(17)	ポリメチルメタクリラートのくず
(18)	ポリウレタンのくず(クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。)
(19)	ポリビニルアルコールのくず
(20)	ポリビニルブチラールのくず
(21)	ポリビニルアセタート(別名酢酸ビニル樹脂)のくず
(22)	(1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体(ハロゲン化されていらないものに限る。)のくず
(23)	樹脂又は縮合体のくずであつて次に掲げるもの(硬化されたものに限る。)のくず
(1)	尿素ホルムアルデヒド樹脂(別名ユリア樹脂)のくず
(2)	フエノールホルムアルデヒド樹脂(別名フエノール樹脂)のくず
(3)	メラミンホルムアルデヒド樹脂(別名メラミン樹脂)のくず
(4)	エポキシ樹脂のくず
(5)	アルキド樹脂のくず
(6)	ポリアミドのくず

(1) て次に掲げるもの
パーオルオロエチレン—プロ
ピレン(別名FEP)のみから成
るくず

(2) テトラフルオロエチレン—パ
ーフルオロプロピルビニルエー
テル(別名PFA)のみから成る
くず

(3) テトラフルオロエチレン—パ
ーフルオロメチルビニルエーテ
ル(別名MFA)のみから成るく
ず

(4) ポリふつ化ビニル(別名PV
F)のみから成るくず

(5) ポリふつ化ビニリデン(別
名PVDF)のみから成るく
ず

二 紙、板紙又は紙製品であつて次に
掲げるもの(別表第三に掲げる物の
いづれにも該当しないものに限
る)。

イ さらしていな紙若しくは板紙
又はコルゲート加工をした紙若し
くは板紙

ロ 紙又は板紙(主としてさらした
化学パルプから製造したものに限
り、全体を着色したものを除
く。)

ハ 主として機械パルプから製造し
た紙又は板紙(例えば、新聞、雑誌
その他これに類する印刷物)

二 イからHまでに掲げる物以外の
物(ラミネート板紙及び分別され
ていないものを含む。)

三 イの 繊維のくずであつて次に掲げるも
のを除く。)

(1) カード及びコードをしていな
再生利用するために調製された
絹のくず(操糸に適しない繭、糸く
ず及び反毛した纖維を含む)。であ
つて次に掲げるもの(絹のくず以
外の物が付着し、又は混入してい
るもの)を除く。)

B11011C

(2) い物	(1) に掲げる物以外の物
口	羊毛、織獸毛又は粗獸毛のくず (糸くずを含み、反毛した纖維を除く。) であつて次に掲げるもの
ハ	羊毛又は織獸毛のノイル 羊毛又は織獸毛のくず 粗獸毛のくず
ハ	綿のくず(糸くず及び反毛した 纖維を含む。) であつて次に掲げる もの
物	(3) (1) 糸くず (2) 反毛した纖維
ニ 亞麻のトウ又はくず	(1) 及び(2)に掲げる物以外の
ホ 大麻(カナビス・サティイヴァ)の トウ又はくず(糸くず及び反毛し た纖維を含む。)	
ヘ ジュートその他の紡織用韌皮纖 維(亞麻、大麻及びラミーを除く。) のトウ又はくず(糸くず及び反 毛した纖維を含む。)	
ト サイザルその他のアグーブ属の 紡織用纖維のトウ又はくず(糸く ず及び反毛した纖維を含む。)	
リ アバカ(マニラ麻又はムサ・テク ステイリス)のトウ、ノイル又は くず(糸くず及び反毛した纖維を含 む。)	
チ ココヤシのトウ、ノイル又はく ず(糸くず及び反毛した纖維を含 む。)	
ル 人造纖維のくず(ノイル、糸くず 及び反毛した纖維を含む。) であつ て次に掲げるもの	
(2) 合成纖維製の物	再生纖維又は半合成纖維製の

ヲ 物 中古の衣類その他の中古の繊維	ワ ネン糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限る。)であつて次に掲げるるもの
(1) 分別された物	(1)に掲げる物以外の物
(2) (1)に掲げる物以外の物	ゴムのくずであつて次に掲げるものの(ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。)

B三〇四〇	B三〇五〇
-------	-------

四	ハ ペニシリソの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であつて、飼料として用いられるもの(滅菌されたものに限る。)	イ ウカカ豆の殻、皮その他のくず	ト カカオ豆の殻、皮その他のくず
物 次に掲げる物	ロ わらくす	イ 人髪のくず	ト 人髪のくず
九八	革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤(以下「駆除剤」という。)を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	九九	イ 人髪のくず
B三〇七〇	B三〇八〇	B三〇九〇	B三〇六〇

備考	一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ又は硬化ワニスから成る物であつて、駆除剤を含まないもの又は別表第三第十七号から第二十九号まで、第三十八号及び第三十九号に掲げる物のいずれにも該当しないもの
1	二 樹脂、「ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤以下「樹脂等」という。」の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であつて、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの(例えば、水性のもの又はカゼイン澱粉糊精、纖維素エーテル若しくはポリビニルアルコールを基剤とする糊)
2	三 使用済みのレンズ付きフィルム(別表第二の一の項の第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。)

別表第二一

一 金属又は金属を含む物であつて次に掲げるもののいずれかの金属から成る物 イ アンチモン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号イに掲げるものを除く。) ロ 硅素(合金であるものを含む。) ハ ベリリウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ロに掲げるものを除く。) ニ カドミウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ハに掲げるものを除く。) ホ 鉛(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ニに掲げるものを除く。) ト 水銀(合金であるものを含む。) セレン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ホ及び同項第六号に掲げるものを除く。) チ テルル(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ヘ及び同項第六号に掲げるものを除く。) リ タリウム(合金であるものを含む。)	A 一〇一〇
三 次のいずれかを含む物 ヘ テルル又はテルル化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。) ホ 鉛又は鉛化合物 セレン又はセレン化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)	A 一〇三〇

一 金属の酸洗いに伴い生ずる液体 ロ 六価クロム化合物 ハ タリウム又はタリウム化合物 四 次のいずれかを含む物 イ 硅素又は砒素化合物 ロ 水銀又は水銀化合物 ハ タリウム又はタリウム化合物 五 めつき汚泥 六 亞鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓又はジヤロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥 七 亞鉛精錬の過程から生ずる液体 八 别表第一に掲げられていない亞鉛の残滓であつて、別表第三第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれかに該当するもの 九 絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰 十 銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓 十一 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。) 十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。) 十三 溶解した銅を含む使用済みのエチング溶液 十四 塩化第二銅又はシアン化銅触媒 十五 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限る。) 十六 鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。) 十七 分別されていない電池(別表第一の一の項の第九号に掲げる電池のみの混合物を除く。)又は同号に掲げられない電池であつて別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A 一〇一〇
A 一〇九〇 A 一〇八〇 A 一〇七〇 A 一〇六〇 A 一〇五〇 A 一〇四〇	A 一〇一〇 A 一〇一〇 A 一〇一〇 A 一〇一〇 A 一〇一〇 A 一〇一〇

一 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 二 製造又は処理に伴い生ずる物 三 当初に意図した使用に適しない鉱物のいずれかに該当するもの	A 一一八〇
A 一一七〇 A 一一六〇 A 一一五〇 A 一一四〇 A 一一三〇 A 一一二〇 A 一一一〇 A 一一〇	A 一一七〇 A 一一六〇 A 一一五〇 A 一一四〇 A 一一三〇 A 一一二〇 A 一一一〇 A 一一〇
A 一一七〇 A 一一六〇 A 一一五〇 A 一一四〇 A 一一三〇 A 一一二〇 A 一一一〇 A 一一〇	A 一一七〇 A 一一六〇 A 一一五〇 A 一一四〇 A 一一三〇 A 一一二〇 A 一一一〇 A 一一〇

三 鉛アンチノック剤を含む物	油	四 熱交換用媒体として使用された液体	体	五 樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第二号に掲げるものを除く。)	六 ニトロセルロース	七 液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物(クロロフェノールを含む。)	八 エーテル類(別表第一の三の項の第十三号に掲げるものを除く。)	九 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)
A三〇三〇	A三〇四〇	A三〇五〇	A三〇六〇	A三〇七〇	A三〇八〇	A三〇九〇	A三一〇〇	A三一〇〇
十 鉛アンチノック剤を含む物	油	十一 成皮革のくず(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	十二 シュレッダーダスト	十三 有機燃焼化合物	十四 有機溶剤(ハロゲン化されたものと除く。)	十五 ハロゲン化された有機溶剤	十六 有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	十七 ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物(クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル、エピクロロヒドリン等)
A三一八〇	A三一七〇	A三一五〇	A三一四〇	A三一三〇	A三一二〇	A三一〇〇	A三〇九〇	A三〇八〇
十八 P.C.B.、P.C.T.、ポリ塩化ナフタレン(別名P.C.N.)又はポリ臭化ビフェニル(以下「P.B.B.」といふ。)若し	十九 有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタル状の残滓(アルトセメントを除く。)	二十 鉛アンチノック剤を含む物	二十一 有機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの	二十二 医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第一の三の項の第七号に掲げるものを除く。)	二十三 医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物(医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。)	二十四 駆除剤若しくは植物の生理機能の促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(以下「植物用薬剤」という。)の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であつて、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかつたもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	二十五 木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤(以下「木材保存用薬剤」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	二十六 イ 無機シアン化合物を含む物(別表第一の一の項の第十四号に掲げるものを除く。)
A三一八〇	A三一九〇	A三一九〇	A三一九〇	A三一九〇	A三一九〇	A四〇一〇	A四〇一〇	A四〇一〇
二十七 又は乳濁物	二十八 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカ	二十九 ロ 有機シアン化合物を含む物	三十 六 油と水又は炭化水素と水の混合物	三十一 一 又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第一号に掲げるものを除く。)	三十二 八 爆発性を有する物(別表第一に掲げる物及び火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)	三十三 九 酸性又は塩基性の液体(別表第一の項の第十二号に掲げるものを除く。)	三十四 十 一 一〇〇	三十五 A四〇九〇
三十 一 又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第一号に掲げるものを除く。)	三十六 一〇 一〇〇	三十七 一〇 一〇〇	三十八 一〇 一〇〇	三十九 一〇 一〇〇	四十 一〇 一〇〇	四十一 一〇 一〇〇	四十二 一〇 一〇〇	四十三 一〇 一〇〇
四十四 一〇 一〇〇	四十五 一〇 一〇〇	四十六 一〇 一〇〇	四十七 一〇 一〇〇	四十八 一〇 一〇〇	四十九 一〇 一〇〇	五十 一〇 一〇〇	五十一 一〇 一〇〇	五十二 一〇 一〇〇
備考	1 この表に掲げる物には別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。	2 下欄に掲げるものは、条約附属書の番号である。						

別表第三

一 病院、診療所、老人保健施設、助産所又は獣医療法(平成四年法律第四十六号)第一条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物
二 次に掲げる物
イ 医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物
三 廃医薬品
四 次に掲げる物
イ 駆除剤又は植物用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物
ハ 駆除剤又は植物用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
五 次に掲げる物
イ 木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物
ハ 木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
六 次に掲げる物
イ 有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物
七 当初に意図した使用に適しない鉱油
八 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物
九 精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタル状の残滓
十 次に掲げる物
イ インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物
十一 次に掲げる物

ハ 樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物
十二 次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であつて、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの
イ 国又は地方公共団体の試験研究機関
ロ 大学、短期大学及び高等専門学校並びにその附属試験研究機関
十三 爆発性を有する物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)の適用のあるものを除く。)
十四 次に掲げる物
イ 感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品及び写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又は輸入に伴い生ずる物
ロ 販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物
十五 ハ 写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物
十六 事業活動に伴い生ずる物について条約附属書IVに掲げる処分作業が行われることにより生ずる物
十七 金属カルボニルを含む物であつて次に掲げるもの
イ 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを〇・一重量パーセント以上含む物
ロ イに掲げる金属カルボニルを含む物
十八 ベリリウム又はベリリウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

ロ イに掲げるベリリウム化合物以外のベリリウム化合物を含む物
十九 六価クロム化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ 塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物
二十 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号)第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物
(1) 固形状態であつて、平成三年環境庁告示第四十六号(以下「土壤環境基準告示」という。)別表の環境上に該当する条件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号)第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に該当する物
二十一 ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行つたために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状態であつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。)別表第三に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。)別表第一に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物
二十二 銅化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ アセト亜硫酸銅、N・N'・エチレンビス(サリチリ

デンアミナト)銅(II)、塩化第一銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアノ化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、硫酸銅又は硫酸銅を○・一重量パーセント以上含む物

口 塩化第二銅ニアンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアノ化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、

チオシアノ酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふつ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物

ハイ及び口に掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物

二 条約附属書IVのR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物(固形状のものに限る。)であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(銅に

係るものに限る。)に適合しないもの

二十一 亜鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 亜ジチオニ酸亜鉛、亜硫酸亜鉛、塩化亜鉛、シアノ化亜鉛又は硫酸亜鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪(けい)化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、複酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアノ酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふつ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物

ハイ及びロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物

二十二 硒素又は砒素化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 砒素、アセト亜砒酸銅、亜砒酸亜鉛、亜砒酸カルシウム、亜砒酸銀、亜砒酸ストロンチウム、亜砒酸第二鉄、亜砒酸銅、亜砒酸ナトリウム、亜砒酸鉛、アルキル砒素化合物、エチルジクロロアルシン、カコジル酸、カコジル酸ナトリウム、五酸化二砒素、五ふつ化砒素、三塩化砒素、三酸化砒素、三臭化砒素、酸性砒素マンガン、三ふつ化砒素、ジフェニルアミンクロロアルシン、ジフェニルクロロアルシン、バイナジン、砒酸、砒酸亜鉛、砒酸アンモニウム、砒酸カリウム、砒酸カル

シウム、砒酸水素二ナトリウム、砒酸石灰、砒酸第一鉄、砒酸第二水銀、砒酸第二鉄、砒酸銅、砒酸ナトリウム、砒酸鉛、砒酸マグネシウム、ふつ化砒酸石灰、

ベニゼンアルソンサン、メタ亜砒酸カルシウム、メタ亜砒酸ナトリウム、メタンアルソン酸カルシウム、メタンアルソン酸鉄、四硫化四砒素、硫化第一砒素又は硫化第二砒素を○・一重量パーセント以上含む物

口 イに掲げる砒素化合物以外の砒素化合物を含む物

ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(砒素に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(砒素に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物

(2) 液状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十三 セレン又はセレン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ セレン、亜セレン酸ナトリウム、塩化セレンニール、塩化セレン、セレン酸、セレン酸ナトリウム、二酸化セレン、二硫化セレン又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ 亜セレン酸、亜セレン酸バリウム又はセレン化鉄を一重量パーセント以上含む物

ハイ及びロに掲げるセレン化合物以外のセレン化合物を含む物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ (1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(セレンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十四 カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ カドミウム、塩化カドミウム、酢酸カドミウム、酸化カドミウム、シアノ化カドミウム、臭化カドミウム、ジメチルカドミウム、硝酸カドミウム、水酸化カドミウム、ステアリン酸カドミウム、炭酸カドミウム、よう化カドミウム、ラウリノ酸カドミウム、硫酸カドミウム、硫化カドミウム又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げるカドミウム化合物以外のカドミウム化合物を含む物

ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に該当する物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

のに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準

カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に

適合しない物

二十五 アンチモン又はアンチモン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アンチモン酸ナトリウム、アンチモン酸鉛、五塩化アンチモン、五酸化アンチモン、五ふつ化アンチモン、

三塩化アンチモン、三酸化アンチモン、酸性ピロアンチモン酸カリウム、三ふつ化アンチモン、酒石酸アンチモニルカリウム、乳酸アンチモン又はメタアンチモン酸ナトリウムを○・一重量パーべント以上含む物

ロ アンチモンを一重量パーべント以上含む物

ハ アンチモンを一重量パーべント以上含む物

二十六 テルル又はテルル化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ テルル、ジエチルテルル又はジメチルテルルを一重量パーべント以上含む物

ロ イに掲げるテルル化合物以外のテルル化合物を含む物

二十七 水銀又は水銀化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、

塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアノ化第二水銀、

シアノ化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、

水酸化フェニル水銀、チオシアノ化第二水銀、砒酸第二水銀、よう化第二水銀カリウム、

硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を○・一重量パーべント以上含む物

二十八 タリウム又はタリウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 塩素酸タリウム、酢酸タリウム、酸化タリウム、臭化タリウム、硝酸タリウム、よう化タリウム又は硫酸タリウムを○・一重量パーべント以上含む物

ロ タリウムを一重量パーべント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるタリウム化合物以外のタリウム化合物を含む物

二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 珪酸鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、スチフニン酸鉛、ステアリン酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、

二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸上含む物

ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準

カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に

適合しない物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上に規定する要件(総水銀又はアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物

ハ 固形状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の条件(総水銀又はアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上に規定する要件(総水銀又はアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物

ハ 固形状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物及びアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

ハ 固形状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

ハ 固形状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

ハ 固形状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十九条附屬書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に限る。)に適合しない物

ハ 固形状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に限る。)に適合しない物

重量パーセント以上含む物

ハイ及びロに掲げる無機ふつ素化合物以外の無機ふつ素化合物を含む物

三十一 無機シアン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化鉛又はシアン化ニッケルを○・一重量パーセント以上含む物
ロ シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅力リウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物

二 条約附属書VのD₁からD₄まで又はR₁₀に掲げる

処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(シアンに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の規定する要件(シアン化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業を行つたために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物

三十二 水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物(固形状のものにあつては、重量比一対三になるよう蒸留水を混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。)を含む

三十四 有機燐化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アジンホスチエチル、アジンホスマーチル、アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛(炭素数が七から十六までのものに限る。)、アルキルジチオ燐酸亜鉛(炭素数が三から十四までのものに限る。)、EPN、イソキサチオ

ン、イソチオエート、イソデシルジフェニルホスフェート、イソフエンホス、エジフェンホス、エチオノン、メチダチオノン、メチルトリチオノン、メチルバラチオノン、メナゾン、メビ

ンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキ

ジスルホトン、オキシジメトシメチル、オメトエート、カルボフェノチオノン、キナルホス、クルホ

メート、クレジルジフェニルホスホエート、クロトキシホス、クロルチオホス、クロルピリホス、クロルフ

エンビンホス、クロルメホス、サリチオノン、ジアリホス、ジエチル^{II}四ニトロベンジルホスホナート、ジ

オキサチオノン、ジクロトホス、ジクロフェンチオノン、ジクロルボス、ジクロロメチルホスフイン、ジメチル

ロリノ酸テトラエチル、ジフェニル^{II}四・六・一ト

リメチルベンジルホスフイン^{II}オキシド、ジメチル

ヒドロホスファイト、ジメトエート、ジメトン^{II}Oメチル、ジメトン^{II}S^{II}メチル、ジメホツクス、シユラーダン、スルプロホス、ダイアジノン、チオナジン、チオメトノン、デメフィオノン、テメホス、テルブホス、トリ(—アジリジニル)ホスフインオキサイド、トリ

アゾホス、トリアミホス、トリエチルホスフェート、トリキシリルホスフェート、トリクロルホス、トリクロナート、トリス(—アジリジニル)ホスフインサルファイド、トリス(四メトキシ^{II}三・五ジメチル

フェニル)ホスフイン、トリチオ燐酸S^{II}・S^{II}・S^{II}ト

リブチルエステル、トリブチルホスフェート、ナレッジキソン、ピラゾホス、ピリミホスエチル、フェナミホス、フェニトロチオノン、フェンカプトン、フェンスルホチオノン、フェンチオノン、フェントエート、プロトエート、プロパホス、ヘキサメチルホスホルトリアミド、ヘプテノホス、ホサロン、ホスファミドン、ホス

ホラン、ホスホン酸水素ジブチル、ホスホン酸水素ジメチル、ホスホン酸トリエチル、ホスホン酸トリメチル、ホスマート、ホノホス、ポリオレフィンチオホス

ホン酸バリウム塩、ホルモチオノン、ホレート、マラチオン、メカルバム、メタミドホス、メチダチオノン、メチルトリチオノン、メチルバラチオノン、メナゾン、メビ

ンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキ

サエチル、燐酸一水素ジイソオクチル、燐酸トリアリル、燐酸トリエチル、燐酸トリス(イソプロピルフェニル、燐酸トリス(—ニジブロモプロピル)又は燐酸

トリトリルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ I B P、I P S P、アミドチオエート、亞燐酸トリエチル、亞燐酸トリメチル、E S P、エチル^{II}二・四ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホナート、エチルトリムホス、塩化ジエチルチオホスホリル、オクチルジフェニルホスフェート、クロルピリホスメチル、シ

アノホス、ジアルキルジチオ燐酸、ジエチル^{II}一・三ジチオシクロベンチリデン^{II}—チオホスホルアミド、ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェート、ジエチル^{II}S^{II}ベンジルチオホスフェート、ジエチル^{II}四メチルスルフィニルフェニルチオホス

フェート、二・三^{II}ジ^{II}—ジエチルジチオホスホロ^{II}—パラジオキサン、ジメチルビンホス、ジメチル^{II}二^{II}—^{II}メチルベンジルオキシカルボニル^{II}—^{II}メチルエチレン^{II}ホスフェート、トリス^{II}ジクロロプロピルホスフェート、テトラエチルビロホスフェート、テミ

ビンホス、トリオクチルホスフェート、トリス^{II}(クロロエチル)ホスフェート、トリス^{II}(B—クロロプロピル)ホスフェート、トリスジクロロプロピルホスフェ

ート、トリブチルホスフイン、トリブチオキシエチルホス

スフェート、トリメチルホスフエート、ビアラホス、B E B P、ピペロホス、ビラクロホス、ビリダフエン

チオノン、フェニルホスホラスチオジクロライド、フェニルホスホン酸ジクロライド、ブタミホス、ブロチオホス、ブロフェノホス、ブロペタンホス、ブロモホス

エチル、ホスチアゼート、メスルフエンホス、メチルシクロヘキシル^{II}クロルフェニルチオホスフェー

ト又はレプトホスを一重量パーセント以上含む物
ハ
イ及びロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐化合物

を含む物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる
処分作業を行うため之論出され、又は輸入される物で

卷之三

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（有機燃に係るものに限る。）に適合しない物の条件（有機燃に係るものに限る。）に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（有機燃化合物に係るものに限る。）に該当する物

木二に掲げる処分作業以外の処分作業を行なうために輸出され、又は輸入される物がつて次で語れるもの

(1) 出され又は輸入される物であつて次に掲げるもの
固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三

に掲げる基準（有機燃化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準

(有機燃焼化合物に係るものに限る)に適合しない物

イ、アイオキシニル、アクリロニトリル、アシボニトリル、アセトンシアノヒドリン、ニ・ニ・一アゾビス〔二

—（ヒドロキシメチル）プロピオニトリル、二・二一
アゾゲス（二・メチレブチコニトリル）、二・アミノ—

五一（一クロロ一四ニトロフェニルアゾ）一四一

メチル-三-チオフェンカルボニトリル、イソシアヌルシクロヘキシル、イソシアヌル酸メチル、イソホロシン

ジイソシアナート、エチレンシアノヒドリン、二二一ク
ロロジメチルアセトアミド、ジメチルアセトアミド、ジ

ロロ—四—メチルブヨニルインシアナートシアナジン、α—シアノ—三—フエノキシベンジル＝ビス(ト

リフルオロメチル) メチル=一(三・四-イソプロピリデノ-ブテノ-一・四-ジカレボキシラート、シ

アン化プロモベンジル、シャン化ベンジル、ジクロロ

フェニルイソシアナート、二・六ジクロベンゾ二
トリル、四-(二・六ジシアノ-四-二トロフェニ

ルアゾ）—三—メチル—N・N—ジエチルアニリン、ジフェニルメタン—四—四—ジイソシアナート、シベ

ルメトリン、三・三・ジメチル一四・四一ビフェニルジイソシアナート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート、トリレンジイソシアナート、四ニトロアシモニア酸〔四一(二・二ジシアノビニル)フェニル〕、四一(四ニトロフェニルアゾ)ニトロ(二・二シアノエチル)ニトロ(二アセトキシエチル)アミリン、三ニトロベンゼニトリル、フェニルイソシアナート、フェンプロパトリン、O-フタロジニトリル、プロピオニトリル、ブロモキシニル、ベンゼニトリル、マロノニトリル、メタクリロニトリル又はラクトニトリルを○・一重量パーセント以上含む物

口 アセトニトリル、アゾジインブチロニトリル、二・二アゾジ(二・四ジメチルバレロニトリル)、二・二アゾジ(二・四ジメチル一四メトキシバレロニトリル)、一・一アゾジ(ヘキサヒドロベンゼニトロリル)、イソシアノ酸イソブチル、イソシアノ酸イソブチル、イソシアノ酸エチル、イソシアノ酸ブチル、イソシアノ酸テルトブチル、イソシアノ酸ブチル、イソシアノ酸メチル、イソブチロニトリル、シアノ酢酸エチル、CYP、シハロトリン、シフェノトリン、シフルトリン、二・三ジブロムブロピオニトリル、二ジメチルアミノアセトニトリル、TC_H、テレフタロニトリル、トラロメトリン、トリフルオロメチルフェニルイソシアナート、三-(N-ニトロソメチルアミノ)ブロピオニトリル、フェンバレート、ブチロニトリル、フルバリネート、ヘキサメチレンジイソシアナート、メトキシメチルイソシアナート又はモノクロロ酢酸二ニシアノエチルアミドを一重量バランスメント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機シアノ化合物以外の有機シアノ化合物を含む物

三十六 フエノール又はフエノール化合物を含む物であつて次に掲げるもの

のものに限る。）、安息香酸ナトリウム、 $O-エチルフェノール$ 、オクチル＝三一【五—tert－ブチル－三一（二・H－ベンゾトリアゾール）－イル】－四ヒドロキシフェニル】プロピオナート、カルボリツクオイル、キシレノール、八－キノリノール、クレゾール、クロロフェノール、コールタルール、サリチル酸イソアミル、サリチル酸メチル、三一（N－シクロヘキシルアミノ）フェノール、ジクロロフェノール、二・四－ジクロロ－三一メチルフェノール、ジニトロ－。四－ジヒドロ－九・十一－ジヒドロキシアントラゼン、二一（チオシアナトメチルチオ）ベンゾチアゾール、ドデシルフェノール、トリクロロフェノール、二トロクレゾール、ニトロフェノール、ノニルフェノール、ノニルフェノールポリエトキシラート（エトキシリ基の数が四から十二までのものに限る。）、ピクリン酸、ビナパクリル、フェノール、四－フェノキシフェノール、p－tert－ブチルフェノール、二－フランカルボニル＝クロリド、ヘプチル－。二－五ジメチル－四（二－メチルフェニルアゾ）】フェニルアゾ－二－ナフトール、ベンタクロロフェノール、ペニタクロフェノールナトリウム塩、ポリオレフィンフェノールアミン（炭素数が二十八から二百五十までのものに限る。）、メジノテルブ又は硫化アルキルフェノールカルシウム塩（炭素数が八から四十までのものに限る。）を○・一重量パーセント以上含む物。

ロ　アゾイック染料、二－アミノ－四－クロロフェノール、アミノフェノール、クロロクレゾール、ジアゾジニトロフェノール、CPMC、ジニトロ－。クレゾールアンモニウム塩、ジニトロ－。クレゾールナトリウム塩、二－四－ジニトロ－六－シクロヘキシルフェノール、ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類、二・四－ジニトロ－六－（一－メチルプロピル）－フェノール、ジニトロレゾルシノール、DNCP、二・四・六－トリ（ジメチルアミノメチル）フェノール、

トリニトロ—m—クレゾール、トリニトロレゾルシノール、 β —ナフトール、ピクリン酸アンモニウム、ヒドロキノン、 α —フェノールスルホン酸又はレゾルシノールを一重量パーセント以上含む物
イ及びロに掲げるフェノール化合物以外のフェノーリ

三十七 エーテルを含む物であつて次に掲げるもの
イ　〇—アニシン、一一(一一アミノエトキシ)エタ

(二)カルボキシ-ニトロフェニルアゾ)一一ヒドロキシ-ニスルホー-ナフチルアゾ」-三-メトキシフェニル)一一メトキシフェニルアゾ」-二-アニリノ-五-ヒドロキシ-スルホー-ナフチルアゾ」-一-四-ベンゼンジスルホン酸=四ナトリウム塩、三-六-「四-「四-「六-アミノ-五-(二-カルボキシ-ニトロフェニルアゾ)一一ヒドロキシ-三-スルホー-ナフチルアゾ」-三-メトキシフェニル)一一メトキシフェニルアゾ」-四-ヒドロキシ-五-(p-メチルフェニルスルホニルアミノ)-一-七-ナフタレンジスルホン酸=三ナトリウム塩、二-アミノ-四-六-ジメトキシピリミジン、ウム塩、二-アミノ-四-六-ジメトキシピリミジン、(六R・七R)-七-「(Z)-二-アミノチアゾール-四-イル)-一-メトキシイミノアセトアミド」-三-「(五-メチル-「H-テトラゾール-二-イル)メチル)-八-オキソ-五-チア-アザビシクロ「四-二-○」オクタ-エ-エン-二-カルボン酸=ビバロイルオキシメチル、五-アミノ-三-「(二-フエノキシエトキシ)-H-ピラゾール、五、-アミノ-二-メトキシ-四-ジメチル-三-オキソペントンアンニアリド=硫酸塩、 α -「-「(アリルオキシ)メチル」-二-「(ノニルフェノキシ)エチル」-二-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(重合度が一から百までのものに限る)、アリルグリジルエーテル、アルカリルポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る)、アルキルアリールポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る)、長鎖ア

ミノ」—二—（二—プロモ—四・六—ジニトロフェニルアゾ）—四—メトキシアセトアニリド、五—〔n・n—ビス〔二—（イソブロキシカルボニルオキシ）エチル〕アミノ〕—四—メトキシ—一—（五—ニトロ—二—チアゾリルアゾ）アセトアニリド、一・六—ビス〔二・三—エポキシプロポキシ〕ナフタレン、四・四—ビス〔二・三—エポキシプロポキシ〕ナフタレン、四・四—ビス〔p—（二・三—エポキシプロポキシ）フェニル〕エタン、一・一—ビス〔p—（三—クロロ—二—ヒドロキシプロポキシ〕フェニル〕ビフェニル、一・クロメチル〕エーテル、四・六—ビス〔ジフルオロメトキシ〕—二—メチルチオピリミジン、ビス〔トリプチルスズ〕オキンド、ビス〔ビニルスルホニルメチルエーテル、ビスフェノールAジグリジルエーテル、ビスフェノールFジグリジルエーテル、一一ヒドロキシ—N—（二—ヒドロキシプロピル〕—四—〔二—（四—ニトロフェノキシ〕エトキシ〕—二—ナフトアミド、二—ヒドロキシ—四—（メチルチオ）酪酸、ビニルインブチルエーテル、ビニルエチルエーテル、フェニルグリシンジルエーテル、三—フェニル—七—〔四—（テトラヒドロフルシリオキシ〕フェニル〕—一・五—ジオキサ—s—インダゼン—一・六—ジオノン、〔RS〕—一—（四—フェノキシフェノキシ〕—二—プロパノール、タル酸—二—ヒドロキシエトキシエチル、ブチルグリシジルエーテル、二—tert—ブチル〕—六—ニトロ—五—〔p—（一・一・三・三—テトラメチルブチル〕フェノキシ〕ベンゾオキサゾール、ブチルヒドロキシアニソール、tert—ブチル〕—p—ビニルフェニル〕エーテル、マ—ブチロラクトン、ブトキシル、ブルシン、フルフラール、フルフリルアルコール、エ—プロピオラクトン、プロピオン酸—二・三—エポキシプロピル、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート、プロポキスル、一一プロモ—四—ベンゼン、ベンジルエーテル、ポリアルキレンオキシ

ドポリオール、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテル（炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのものに限る）、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテルアセタート（炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのものに限る）、ポリエチレングリコールモノアルキルエーテル、メチルクロロメチルエーテル、メチルテトラヒドロフラン、二—メチルフラン、メチルブロピルエーテル、三—メチル—三—メトキシブタルキルエーテル、メチルクロロメチルエーテル、メチルホリノエチル〕—二—モルホリノエチル〕エーテル、四—メトキシ—二・二—四—トリメチルジフェニルアミン、一—（四—メトキシフエノキシ〕—二—〔二—メチルフェノキシ〕エタン、モルホリノ、レゾルシノールジグリジルエーテル又はロテノンを○・一重量パーーセント以上含む物

ロ アセタール、アニソール、N—アミノプロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、エチルエチルエーテル、N—アミノプロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、三—エトキシプロピルアミン、一—二—エポキシ—三—エトキシプロパン、クロロエチルビニルエーテル、クロロメチルエチルエーテル、ジアリルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジエチレンジエトキシプロパン、ジエトキシシターン、一一ジオキサン、ジオキソラン、二・三—ヒドロビラン、ジフェニルサルファイド、ジブチルエーテル、ジブチルエーテル、ジメチルジエトキシシラン、ジメチルジオキサン、ジメトキシイソプロピルペー油ラン、ジフェニルサルファン又はブロモホルムを一重量パーーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるエーテル以外のエーテルを含む物
三十八 ハロゲン化された有機溶剤を含む物であつて次に掲げるもの
イ クロロブロパン、クロロブエンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロモエタン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、ジブロモエタン、ジクロロベニズム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロモエタン、テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、テトラブロモメタン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロトリフルオロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロトリフルオロエタン、一・二・三—トリクロロブロパン、一・二・四—トリクロロベンゼン又はベンタクロロエタンを○・一重量パーーセント以上含む物

ロ 一・一—ジクロロ—二—ニトロエタン、一・四—ジクロロブタン、ジクロロベンゼン又はブロモホルムを一重量パーーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外のハロゲン化された有機溶剤を含む物

二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

- (1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件（四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・三—ジクロロブロペン、ジクロロメタン、シス—一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・二—トリクロロエタン、一・一・二—トリクロロエタン又はトリクロ

(2) ロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物
二に規定する要件(四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シスー・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・二・トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に該当する物
ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロパン、ジクロロメタン、シスー・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・二・トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シスー・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・二・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物
十九 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物であつて次に掲げるもの
イ アクロレイン、アジピン酸ジイソノニル、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセト酢酸メチル、アセトフェノン、アセトン、アニリン、アリルアルコール、アルキルベンゼン、安息香酸ベンジル、安息香酸メチル、イソアミルアルコール、イソオクタノール、イソオクタン、イソノニルアルコール、イソブタノール、イソブチルアミン、イソブチルメチルケトン、イソブロピルアミン、イソブロピルアルコール、イソブ

プロピルシクロヘキサン、イソプロピルトルエン、イソプロピルメチルケトン、イソベンタン、イソベンテン、イソ酪酸、エタノールアミン、エチルアニリン、エチルアミン、エチルシクロヘキサン、N-エチルシクロヘキシリアルアミン、二-エチルブタノール、N-エチルブチルアミン、エチルブチルケトン、二-エチル-三-プロピルアクリロイン、エチルプロピルケトン、二-エチルヘキサノール、二-エチルヘキシリアルアミン、エチルペンチルケトン、エチルメチルケトン、エチルペニコールジアセタート、エングリコール、エチレングリコールジアセタート、エチレンジアミン、オクタノール、オクタノン、オクターン、オクタノール、二-エチルヘキシリアルアミン、エチルペニコール、エチルメチルケトン、エチルメチルデヒド、コハク酸ジメチル、酢酸、酢酸イソブチル、酢酸イソブロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸-*N*-エチルブチル、酢酸オクチル、酢酸シクロヘキシリル、酢酸デシル、酢酸ノニル、酢酸ビニル、酢酸-*N*-フェニルエチル、酢酸ブチル、酢酸-sec-ブチル、酢酸ブロピル、酢酸ヘキシリル、酢酸-sec-ヘキシリル、酢酸ヘブチル、酢酸ベンジル、酢酸-*N*-エチルアミノエチン、N-*N*-ジエチルアミノエチル、ジイソブチルアミン、ジイソブチルケトン、ジイソブロパノールアミン、ジイソブロピルアミン、ジイソブチル、ジイソブチルアミン、ジエチルトリアミン、ジクロヘキサノール、ジクロヘキソノン、ジクロヘキサン、ジクロヘキシリアルアミン、ジエチルアミン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチルアミノエチル、ジエチルアミノエチルアセトアミド、N-*N*-ジメチルアルミニン、ジメチルアミノアゾベンゼン、二-ジメチルアミノエタノール、石油ナフサ、石油ベンジン、セバシン酸ジメチル、ソルベントナフサ、炭酸ジエチル、炭酸ジ

メチル、デカノール、デゼン、テトラエチレンペント
ミン、テトラヒドロナフタレン、テレピン、ドデカノール、
一ードデシルアミン、トリエタノールアミン、
トリエチルアミン、トリエチレンテトラミン、トリブ
チルアミン、トリプロピルアミン、トルイジン、ナフ
タレン、ニトロエタン、ニトロキシレン、O-ニトロ
トルエン、ニトロプロパン、ニトロベンゼン、ニトロ
メタン、乳酸エチル、乳酸ブチル、二硫化炭素、ノナ
ノール、ノナン、ノネン、パラアルデヒド、パルミチ
ン酸メチル、バレルアルデヒド、ピコリン、四ヒド
ロキシ-四メチル-二-ペントノン、ピネン、ピリ
ジン、フェニルエチルアルコール、-フェニル-
-キシリルエタン、ブタノール、-ブタノール、フ
タル酸ジアルキル、フタル酸ビス(ジエチレングリコ
ール)、フタル酸ブチルベンジル、ブタンジオール、ブ
チルアミン、sec-ブチルアミン、tert-ブチ
ルアミン、ブチルアルデヒド、-・三-プロパンスル
トン、プロピオンアルデヒド、プロピオン酸、プロピ
オン酸アミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸ブ
チル、プロピオン酸-n-ベンチル、プロピオン酸メ
チル、プロピルアミン、ヘキサノール、ヘキサン、ヘ
キセン、ヘプタノール、ヘプタン、ヘプテン、ベンジ
ルアルコール、ベンゼン、-・三-ペントアジエン、ペ
ンタノール、ペンタン、ベンテン、ホルムアミド、ホ
ワイトスピリッツ、マレイン酸ジブチル、ミリスチン
酸メチル、メタノール、メタリルアルコール、メチル
アミン、七メチル-・六オクダジエン、N-メ
チル-N-・N-ジエタノールアミン、メチルシクロヘ
キサン、メチルシクロヘキサン、メチルシクロペ
タン、-メチルナフタレン、メチルブチノール、メ
チルブチルケトン、メチルブテノール、-メチルヘ
キサン、五メチルヘキサン-1-オノン、メチルヘキ
シルケトン、メチルヘブチルケトン、メチルベンタノ
ール、二メチルベンタン、メチルベンチルケトン、
二メチル-1-ベンテン、四メチル-1-ベンテ

口 酪酸、酪酸エチル、酪酸ビニル、酪酸ブチル、酪酸メチル、リグロイン、硫化ジメチル、硫酸ジエチル又は硫酸ジメチルを○・一重量パーセント以上含む物
ロ アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソプロロペニルメチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソブチル、イソブロペニル、イソ酪酸エチル、ウンデカン、エチルアルコール、N-エチルトルイジン、ギ酸アリル、ギ酸エチル、ギ酸プロピル、ギ酸ベンチル、酢酸アリル、酢酸イソプロペニル、酢酸tert-ブチル、ジアリルアミン、ジイソプロピルケトン、ジエチルケトン、ジエチレングリコール、シクロヘキセン、シクロヘプテン、シクロヘキサン、シクロヘンタノール、シクロヘンタノン、ジプロピルケトン、ジメチルシクロヘキサン、ジメチルスルホキサイド、二・三-ジメチルブタン、一・三-ジメチルブチルアミン、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジブチル、チオフェン、デカノン、テトラヒドロチオフェン、テルビノレン、トリアリルアミン、トリエチレングリコール、乳酸メチル、二硫化ジメチル、三-ヒドロキシブタン-2-オノン、ビニルトルエン、ピペリジン、三-ブタノール、ブチルメルカプタン、一・四-ブチングリオール、プロパンオール、ブロピオン酸イソブチル、ブロピオン酸イソブロピル、ブロピレンカーボネート、ブロピレンジアミン、ヘキシレングリコール、ベンタメチルヘプタン、二・四-ベンタングリオノン、ほう酸トリイソプロピル、ほう酸トリエチル、ほう酸トリメチル、無水酪酸、N-メチルアニリン、二-メチルシクロヘキサノール、メチルビニルケトン、N-メチルピベリジン、メチルプロピルケトン、酪酸イソプロピル、酪酸イソベンチル又は酪酸ベンチルを一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物
二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

物の条件（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない

オキシカルボニルオキシベンゾアート、エチレンクロロヒドリン、N=—[(S)——(エトキシカルボニル)二二二、三、二二二、二二二。

硫酸ジメチルを〇・一重量パーセント以上含む物
アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソプロペニル
メチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソブ

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（ベンゼンに係るものに限る。）に該当する物

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準
四十 ポリ塩化ジベンゾーフラン類又はポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン類を二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシン当量濃度で〇・〇一 ppm以上含む物(ポリ塩化ジベンゾーフラン類及びポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン類の二・三・七・八一ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン当量濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年總理府令第六十七号)第三条に定める方法により算出したものとする。)

四十一 有機ハロゲン化合物（他の号に掲げるものを除く。）を含む物であつて次に掲げるもの

イ一一(アセチルアミノ)一四一ズ

ピオン酸メチル＝塩酸塩、二アミノ一二、一クロロ
 一五ニトロベンゾフェノン、(六R・七R) 一七ア
 ミノ一三一クロロメチル一八一オキソ一五一チア一一
 一アザビシクロ (四・二・〇) オクタ一一エン一一
 一カルボン酸＝四メトキシベンジル、(二R) 一一
 (六アミノ一一・三ジフルオロフェノキシ) 一一
 一プロパノール、二アミノ一三・五一ジブロモチオ
 ベンズアミド、一一アミノ一四一ブロモ一九・十ジ
 オキソ一一アントラセンスルホン酸、アラクロール、
 アリドクロル、アルドリン、イソドリン、イマザリル、
 エチル一三・五一ジクロロ一四一ヒドロキシベンゾア
 ート、エチル一三・五一ジクロロ一四一ヘキサデシル

イソプロピル、酪酸イソペンチル又は酪酸ベンチルを一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物

二 条約附属書IVのD₁からD₄まで又はR₁₀に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上

一・クロロヘプタン、p-クロロベンジルクロライド、
p-クロロベンゾトリクロライド、一・クロロ-二-
ベンチン、二-クロロホルミル-一-ピロリジンカル
ボン酸ベンジル、クロロメチル= p-トリル=ケトン、
二- (四-クロロメチル-四-ヒドロキシ-一-チア
ゾリン-二-イル) グアニジン=塩酸塩、二- [(クロ
ロメチル) フエニル] プロピオニ酸メチル、(二-S)-
三-クロロ-二-メチルプロピオニル=クロリド、(二-
S)-三-クロロ-二-メチルプロピオニ酸、一-クロ
ロメチル-一H-ベンゾトリアゾール-五-カルボ
ン酸メチル、(Z)-四-クロロ-二- (メトキシカル
ボニルメトキシイミノ)-三-オキソ酪酸、二-クロ
ロ酪酸、ケポン、ケレバン、酢酸=一-クロロホルミル
-一-メチルエチル、酢酸=一-ブロモホルミル-
-メチルエチル、三塩化ベンジリジン、三-五-ジア
ミノクロロベンゼン、ジアレート、四塩化珪素、ジグ
ロコールクロロヒドリン、シクロヘキセントリクロ
ロシラン、三・四-ジクロロアニリン、四・五-ジ克
ロロ-二-オクチルインチアゾル-三-オン、ジクロ
ロ酢酸、ジクロロ酢酸メチル、三-三-ジクロロ-四-
四-ジアミノジフエニルメタン、三・五-ジクロロ-
四- (一・二-二-二-テトラフルオロエトキシ) ア
ニリン、一・四-ジクロロ-二-トリクロロシリル-
二-ブテン、二・四-ジクロロ-五-トリフルオロメ
チルニトロベンゼン、一・四-ジクロロ-二-ニトロ
ベンゼン、二・四-ジクロロ-二-ニトロベンゼン、
二・二-ジクロロ-五-ニトロベンゾフェノン、二-
三-ジクロロピラジン、二・四-ジクロロフェノキシ
酢酸ジエタノールアミン塩、二・四-ジクロロフェ
ノキシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四-ジクロロフェ
ノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、二・四-ジ
クロロ-三-フルオロニトロベンゼン、一・三-ジク
ロロ-四-フルオロベンゼン、二・三-ジクロロフェ
ノプロパノール、二・二-ジクロロプロピオニ酸、二-
三-ジクロロプロピオニ酸メチル、ジクロロプロモ
タン、一・六-ジクロロヘキサン、二・六-ジクロ

一-三-ペルクロロメチルトルエン、四・五-ジクロ
ロヘキサン、二・三-ジクロロベンズアルデヒド、二・二-ジ
クロロ-三-ベンタノン、二・四-ジクロロ-三-ペ
ンタノン、二・六-ジフルオロアニリン、三・四-ジ
フルオロニトロベンゼン、一-二-ジブロモエチレン、
二- (二・六-ジブロモ-四-ニトロフェニルアゾ)
-五-ジエチルアミノアセトアニリド、二-三-ジブ
ロモプロピオニ酸、ジブロモメタン、シマジン、臭化
アセチル、臭化アリル、スルファアレート、炭酸=シク
ロヘキシル=一ヨードエチル、DDT、二・四-D
B、デイルドリン、二・二・六-六-テトラクロロシ
クロヘキサン、二・二-四-四-テトラクロロベン
ゾフェノン、テトラナトリウム=三- (一・五-ジス
ルホナート-二-ナフチルアゾ)-五- (六-フルオ
ロ-四-三-二- (ビニルスルホニル) エチルカ
ルバモイル) アニリノ)-一-三-五-トリアジン-
二-イルアミノ)-四-ヒドロキシ-二-七-ナフタ
レンジスルホナート、テトラヒドロ-五-五-ジメチ
ル-二- (H)-ペリミジノン=p- (トリフルオロ
メチル)-α- [p- (トリフルオロメチル) スチリ
ル]-シンナミリデン] ヒドrazin、二-二-三-三-
テトラフルオロオキセタン、デューロン、テロドリン、
トキサフエン、トリアジメホン、トリクロロアセチル
クロライド、二-二-六-トリクロロ-六- (一-ク
ロロイソブチル) シクロヘキサン、トリクロロ酢酸、
二-四-六-トリクロロ-一-三-五-トリアジン、
二-二-三-トリクロロ-三-フエニル-一-一-ブ
ロモ-一-メチルプロピオニ酸、一-ブロモ-一
メチル-ブロベン、四-ブロモ-一-メトキシイミ
ノ-三-オキソブチル=クロリド、ヘキサクロロシ
ロヘキサン、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロ
ロベンゼン、ヘブタクロル、ペルフルオロブロボキシ
一-一-二-トリフルオロエチレン、四-ベンジル
オキシ-三-ニトロ-二-ブロモアセトフェノン、一
-ベンジル-一- (クロロメチル) イミダゾール=塩
酸塩、ベンゾエピン、N-[β-(ベンゾ)b] フラン
-二-イル] アクリロイル-N-トリクロロアセトヒ
ドライド、ペンタクロロナフタレン、ペンタフルオ
ロパンジオール、二-四-五-トリクロロフェノキシ
酢酸、トリクロロブテン、トリクロロメタンスルホ
ニルクロライド、二-トリクロロメチル-五- (四-
ヒドロキシスチリル)-一-三-四-オキサジアゾ-
ル、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二-三-四-トリ
フルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホ
ニル=フルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼ
ン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチル
クロール、二-メルカプトベンゾチアゾール、モ

ロシラン、ナトリウム=p- (二-ジクロロ-m
トルオイル)-一-三-ジメチルピラゾール-五-
オラート、ニトロフェン、パラコート、五- (ビス(二-
アセトキシエチル) アミノ)-二- (二-クロロ-
四-ニトロフェニルアゾ) アセトアニリド、四- (p-
ビス(二-クロロエチル) アミノフェニル) 酪酸、
ビス(三-四-六-トリクロロ-一- (ベンズルオキ
シカルボニル) フエニル)=オキサラート、ピバル酸
ヨードメチル、二-tert-ブチル-五-クロロ-
六-ニトロベンゾオキザゾール、o-三-tert-
ブチルフェニル-クロロチオホルメート、プロピレン
クロロヒドリン、四-ブロモ-三-オキソブチロアニ
リド、一-ブロモ-一-クロロエタン、ブロモ酢酸、
ブロモ酢酸エチル、二- (四-ブロモジフルオロメト
キシフェニル)-二-メチルプロピル=三- (フェノキ
シベンジル) エーテル、二-ブロモ-二-ニトロブロ
パン-一-三-ジオール、三-ブロモプロピオニ酸、
三-ブロモプロピオニ酸エチル、(E)-三- [p- (デ
ロモメチル) フエニル] アクリル酸、(E)-三- [p-
- (ブロモメチル) フエニル] アクリル酸エチル、三-
ブロモ-一-メチルプロピオニ酸、一-ブロモ-一
メチル-ブロベン、四-ブロモ-一-メトキシイミ
ノ-三-オキソブチル=クロリド、ヘキサクロロシ
ロヘキサン、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロ
ロベンゼン、ヘブタクロル、ペルフルオロブロボキシ
一-一-二-トリフルオロエチレン、四-ベンジル
オキシ-三-ニトロ-二-ブロモアセトフェノン、一
-ベンジル-一- (クロロメチル) イミダゾール=塩
酸塩、ベンゾエピン、N-[β-(ベンゾ)b] フラン
-二-イル] アクリロイル-N-トリクロロアセトヒ
ドライド、ペンタクロロナフタレン、ペンタフルオ
ロパンジオール、二-四-五-トリクロロフェノキシ
酢酸、トリクロロブテン、トリクロロメタンスルホ
ニルクロライド、二-トリクロロメチル-五- (四-
ヒドロキシスチリル)-一-三-四-オキサジアゾ-
ル、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二-三-四-トリ
フルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホ
ニル=フルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼ
ン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチル
クロール、二-メルカプトベンゾチアゾール、モ

ノフルオロ酢酸アミド、よう化アセチル、よう化アリル、よう化メチル又は三-ヨードプロピオン酸を〇・

ル、臭化エチル、臭化キシリル、臭化ジフェニルメチル、臭化フェナシル、臭化ブチル、臭化—sec—ブ

ロ 一重層ノセメント等之物
IPC、エクロメゾール、エチクロゼート、エピブ

ロモヒドリン、MCP、塩化イソブチリル、塩化ブチ
リル、塩化プロピオニル、塩化ペンチル、塩酸クロル
フェナミジン、オキサジアゾン、カーバノレート、ク
ロルフェナミジン、クロルフルアズロン、クロルメコ
ート、クロロアセトニトリル、クロロアセトフェノン、
p-クロロ-0-アニシジン、クロロギ酸アリルエス
テル、クロロギ酸イソブチルエステル、クロロギ酸イ
ソブロピルエステル、クロロギ酸エチルエステル、ク
ロロギ酸二エチルヘキシルエステル、クロロギ酸二
テル、クロロギ酸イソブチルエステル、クロロギ酸
エステル、クロロギ酸シクロブチルエステル、クロロ
ギ酸フェニルエステル、クロロギ酸ブチルエステル、
クロロギ酸-sec-ブチルエステル、クロロギ酸
tert-ブチルシクロヘキシルエステル、クロロギ
酸-2-ブトキシエチルエステル、クロロギ酸プロピ
ルエステル、クロロギ酸ベンジルエステル、クロロギ
酸メチルエステル、クロロ酢酸イソプロピル、クロロ
酢酸エチル、クロロ酢酸ナトリウム、クロロ酢酸ビニ
ル、クロロ酢酸メチル、-クロロ-2-ジブロ
モエタン、-クロロピリジン、クロロブタン、三
クロロ-1-プロパン、-クロロ-1-ブロモブタン、
ロパンジオール、-クロロプロピオン酸イソブロピ
ル、-クロロプロピオン酸エチル、-クロロプロ
ピオン酸メチル、-クロロ-3-ブロモブタン、
クロロベンジレート、p-クロロベンゾイルクロライ
ド、クロロベンゾトリフルオライド、ケルゼン、ジア
リルクロレンデート、CNP、ジクロルジニトロメタ
ン、ジクロロブチン、-ジクロロアセトン、-ジ
クロロモベンゼン、臭化アセトン、臭化イソブロピ
オジブロモベンゼン、臭化アセトン、臭化イソブロピ

ル、臭化コラバ、臭化ヨウシリバ、臭化ジンガラブ
チル、臭化ベニジル、チオクロルメチル、臭化—sec—ブ
ルオロ—テトラクロルニトロエタン、二・三・五・六—テ
トラフルオロ—四—メチルベンジルⅡ (Z) —(—R
S・RSS) —三(—クロロ—三・三・三—トリフ
ルオロ—一—プロペニル) —二・二—ジメチルシクロ
プロパンカルボキシラート、トリクロルニトロエチレ
ン、トリクロロ酢酸メチル、二・四・五—トリクロロ
フェノキシ酢酸ブチキシエチルエステル、二・四・五
—トリクロロフェノキシ酢酸メトキシエチルエステル
トリニトロクロロベンゼン、トリニトロフルオレン、
トリフルオロ酢酸、トリフルオロメタンスルホン酸、
二—トリフルオロメチルアニリン、三—トリフルオロ
メチルアニリン、トリホリン、ニトロプロモベンゼン、
バレリルクロライド、ハロフギノン、B A B、フェニ
ソブロモレート、N—(四—t—ブチルベンジル) —
四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—
カルボキサミド、フルオロアニリン、フルオロ酢酸、
フルオロトルエン、フルオロベンゼン、フルスルフニア
ミド、ブロモ酢酸メチル、三—ブロモプロピン、ブロ
モベンゼン、二—ブロモベンタン、一—ブロモ—三—
メチルブタン、ブロモメチルブロパン、ヘキサクロ
アセトン、ヘキサクロロシクロヘンタジエン、ヘキサ
クロロフェン、ヘキシチアジクス、ペルメトリン、ベ
ンゾトリフルオライド、ベンゾメート、ベンチルトリ
クロロシラン、メチルアリルクロライド、メチルブロ
モアセトン、モノフルオロ酢酸ナトリウム、モノフル
オロ酢酸バラブロムアニリド、モノフルオロ酢酸バラ
ブロムベンジルアミド、よう化ブチル、よう化ベンジ
ル、二—ヨードブタン、ヨードプロパン、ヨードメチ
ルプロパン又は六ふつ化アセトンを一重量パーセント
以上含む物

備考

条約附属書IVのD-1からD-4まで又はR-10に掲げる
処分作業を行つたために輸出され、又は輸入されるもの
であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上
の条件（シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係
るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の
二に規定する要件（シマジン、チオベンカルブ又は
PCBに係るものに限る。）に該当する物

本に掲げる処分作業以外の処分作業を行つたために輸
出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三
に掲げる基準（シマジン、チオベンカルブ又はPC
Bに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準
(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るもの
に限る。)に適合しない物

この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、
第十四号、第十五号、第十六号、第十七号口、第十八
号口、第十九号口、第二十号口及びハ、第二十一号口
及びハ、第二十二号口、第二十三号口及びハ、第二十
四号口、第二十五号口及びハ、第二十六号イ及びロ、
第二十七号口及びハ、第二十八号口及びハ、第二十九
号口、第三十号口及びハ、第三十一号口及びハ、第三
十四号口及びハ、第三十五号口及びハ、第三十六号口
及びハ、第三十七号口及びハ、第三十八号口及びハ、
第三十九号口及びハ並びに第四十一号口及びニに掲げ
る物であつて、別表第四の中欄に掲げるいずれの試験
においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる
性状を示すことのないものを含まないものとする。

別表第四

一 付表一に掲げる 二・四ジニトロト ベルエン及び過酸化 ベンゾイルを標準 物質とする熱分析 試験	試 験	性 状
発熱開始温度から二十五度を 減じた温度(以下この項におい て「補正温度」という。)の値 の常用対数を横軸とし、発熱量 の値の常用対数を縦軸とする 平面直交座標系に試験結果を 表示した場合において、試験物 品の発熱量の値の常用対数を 当該試験物品の補正温度の値 の常用対数に対して表示した 点が、標準物質の一・四ジニ トロトルエンの発熱量の値に ○・七を乗じて得た値の常用対 数及び標準物質の過酸化ベン ゾイルの発熱量の値に○・八を 乗じて得た値の常用対数をそ れぞれの標準物質に係る補正 温度の値の常用対数に対して 表示した点を結ぶ直線上又は これより上にあること(この場 合において、試験物品の補正温 度が一度未満であるときは、當 該補正温度を一度とみなす。) 付表二の第一に掲 げるタグ密閉式引 火点測定器により 引火点を測定する 試験(タグ密閉式引 火点測定器により 引火点を測定する 試験において引火 点が零度以上八十 度以下の温度で測 定され、かつ、当該 試験における試 験物品の動粘度 が		

六 付表六の第二に掲 げる硝酸の九十パ ーセント水溶液を 標準物質とする燃 燒試験(試験物 品が固形状の物 である場合に限 る。)	五 付表五に掲げる 自然発火性試驗 との反応性試驗	四 付表四に掲げる 自燃發火性試驗	三 付表三の第一に掲 げる小ガス炎着火 試験及び付表三の 第二に掲げるセタ 密閉式引火点測定 器により引火点を 測定する試験
試験物品を用いた燃焼試験の 燃焼時間が標準物質を用いた 燃焼試験の燃焼時間と等しい か又はこれより短いこと。 付表六の第一に掲 げる過硫酸アンモ ニウムを標準物質 とする燃焼試験(試 験物品が固形状の 物である場合に限 る。)	水との反応により発生するガ スが発火し、若しくは着火する こと又は発生するガスの量が 試験物品一キログラムにつき 一時間当たり一リットル以上 であり、かつ、発生するガスが 可燃性の成分を含有すること。	試験物品が発火すること又は 紙を焦がすこと。	小ガス炎着火試験にあつては 試験物品に火炎を接触させて から着火するまでの時間が十 秒以内であり、かつ、燃焼が繼 続すること又はセタ密閉式引 火点測定器により引火点を測 定すること又はセタ密閉式引 火点測定器により引火点を測 定する試験においては引火点 が一気圧において温度四十度 未満であること。

七 付表七の第一に掲 げる経口毒性試驗	備考	八 付表八に掲げる金 屬腐食性試驗			九 付表九に掲げる 試験片の侵食度が六・一五ミリ メートル毎年を超えること。
付表七の第三に掲 げる吸入毒性試驗 (試験物品が粉粒状 又は煙霧状の物で ある場合に限る。)		付表七の第二に掲 げる経皮毒性試驗	付表八に掲げる金 屬腐食性試驗		
イ 試験物品が固形状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。 ロ 試験物品が液状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。 △ 試験物品が液状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。	1 危険物の運搬に関する国連勧告(千九百八十八年に ニュー・ヨークの国際連合において採択された文書S T-SG-AC-101—改定第七版。以下「国連 勧告」という。)に規定する基準によりクラス1(火薬 類)及びクラス5・2(有機過酸化物)に該当しない と判定される試験物品は、一の項の中欄に掲げる試験 において同項の下欄に掲げる性状を有しないものと みなす。 2 国連勧告に規定する基準によりクラス3(引火性液 体類)に該当しないと判定される試験物品は、二の項 の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる試験 において同項の下欄に掲げる性状を有しないものと みなす。 3 国連勧告に規定する基準によりクラス4・1(可燃 性固体)に該当しないと判定される試験物品は、三の	1 危険物の運搬に関する国連勧告(千九百八十八年に ニュー・ヨークの国際連合において採択された文書S T-SG-AC-101—改定第七版。以下「国連 勧告」という。)に規定する基準によりクラス1(火薬 類)及びクラス5・2(有機過酸化物)に該当しない と判定される試験物品は、一の項の中欄に掲げる試験 において同項の下欄に掲げる性状を有しないものと みなす。	付表七の第三に掲 げる吸入毒性試驗 (試験物品が粉粒状 又は煙霧状の物で ある場合に限る。)	付表七の第二に掲 げる経皮毒性試驗	付表八に掲げる金 屬腐食性試驗
イ 試験物品が固形状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。 ロ 試験物品が液状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。 △ 試験物品が液状の物で ある場合には半数致死量が五 百ミリグラム以下であるこ と。					

項目の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

4 国連勧告に規定する基準によりクラス4・2(自然発火性物質)に該当ないと判定される試験物品は、四の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

5 国連勧告に規定する基準によりクラス4・3(その他の可燃性物質)に該当ないと判定される試験物品は、五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

6 国連勧告に規定する基準によりクラス5・1(酸化性物質類)に該当しないと判定される固形状の試験物品は、六の項の中欄に掲げる試験(付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。)において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

7 付表七の第四に掲げる規定量投与試験において被験動物に死亡例が認められない試験物品は、七の項の中欄の試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

8 経済協力開発機構の化学品テストガイドラインに規定する急性毒性試験は、七の項の中欄に掲げる試験に代替しうるものとみなす。

9 国連勧告に規定する基準によりクラス8(腐食性物質類)に該当しないと判定される試験物品は、八の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

付表 (略)